

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 空き家等対策に係る法整備及び財政支援等

- (1) 住民の安全を守る観点等から、管理放棄された空き家等について、都市自治体が所有者に対し適正な管理を促すための措置や直接かつ容易な立入調査及び解体撤去等が行えるよう早期の法整備を図るとともに、必要な税財政上の措置を講じること。
- (2) 地域住民等が集会所等として空き家等を利用する場合、家賃補助の創設など、空き家等の活用を促進するための支援制度を拡充すること。

2. 公営住宅の建設等に係る費用及び家賃対策補助については、地域の実情を考慮し、必要な財政措置を講じること。

3. 民間賃貸住宅の空き部屋を有効活用するため、低所得者が公営住宅の代替として公営住宅の基準を満たした民間賃貸住宅に入居した場合の支援策を講じること。

4. 住宅新築資金等貸付事業への支援

- (1) 住宅新築資金等貸付事業については、補助要件を緩和すること。
また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努めるとともに、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。
- (2) 住宅新築資金等貸付事業における償還業務について、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令の整備を図ること。

5. 市街化調整区域の既存集落におけるコミュニティの維持及び活性化を図るため、住宅建築等ができるよう制度を見直すとともに、都市部からの移住等を促進するための財政支援措置を講じること。

6. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事等に係る財政支援措置の拡充を図るとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅

耐震改修の上乗せ補助について、平成 27 年度以降も継続すること。

また、改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の運用に当たっては、都市自治体や建築物の所有者の実情等を十分に踏まえ、耐震診断に係る負担の軽減や耐震診断結果の公表時期の弾力化を図るなど、特段の配慮をすること。